

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年6月4日

名古屋税関長 奈良井 功

記

- 被許可者の住所及び名称
愛知県名古屋市中川区昭明町五丁目1番3号
カネ幸株式会社
- 保税蔵置場の名称及び所在地
カネ幸株式会社新中央センター 保税蔵置場
愛知県名古屋市中川区福船町二丁目1番地2先中川運河中幹線A地区第8号地
- 更新した期間
自 令和8年7月1日
至 令和14年6月30日